（地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第三条第一項に規定する郵便局の基準を定める省令の一部改正）

第五条　地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第三条第一項に規定する郵便局の基準を定める省令（平成十九年総務省令第百十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（施設及び設備） **第一条**　地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（以下「法」という。）第三条第一項第二号に規定する総務省令で定める施設及び設備は、次のとおりとする。 一　法第二条各号に規定する戸籍謄本等、除籍謄本等、納税証明書、住民票の写し等、除票の写し等、戸籍の附票の写し、戸籍の附票の除票の写し及び印鑑登録証明書（以下この条において「証明書等」という。）並びにこれらの交付の請求に係る書類を、同条各号に掲げる事務に従事する職員（以下「郵便局取扱事務従事職員」という。）及び当該請求を行う者以外の者が、容易に見ることができないように適切な措置が講じられた施設 ［二・三　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（施設及び設備） **第一条**　地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（以下「法」という。）第三条第一項第二号に規定する総務省令で定める施設及び設備は、次のとおりとする。 一　法第二条各号に規定する戸籍謄本等、除籍謄本等、納税証明書、住民票の写し等、戸籍の附票の写し及び印鑑登録証明書（以下この条において「証明書等」という。）並びにこれらの交付の請求に係る書類を、同条各号に掲げる事務に従事する職員（以下「郵便局取扱事務従事職員」という。）及び当該請求を行う者以外の者が、容易に見ることができないように適切な措置が講じられた施設 ［二・三　同上］
（地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部改正） **第六条**　地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令（平成二十九年総務省令第七十九号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。	
（法別表第十二号の総務省令で定める事務） **第十二条**　法別表第十二号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～十八　略］	（法別表第十二号の総務省令で定める事務） **第十二条**　法別表第十二号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～十八　同上］
十九　住民基本台帳法第十五条の四第一項の規定による請求の受理、その請求に係る事実についての審査若しくは交付、同条第五項において準用する同法第十二条第五項の規定による交付、同法第十五条の四第五項において準用する同法第十二条第六項の規定による交付の拒否又は同法第十五条の四第五項において準用する同法第十二条第七項の規定による求めを受けること若しくは送付 ［新設］	
二十　住民基本台帳法第十五条の四第二項の規定による請求の受理、その請求に係る事実についての審査若しくは交付、同条第五項において準用する同法第十二条の二第四項の規定による交付又は同法第十五条の四第五項において準用する同法第十二条の二第五項の規定による求めを受けること若しくは送付 ［新設］	
二十一　住民基本台帳法第十五条の四第三項若しくは第四項の規定による申出の受理若しくはその申出に係る事実についての審査又は同法第十五条の四第五項において準用する同法第十二条の三第八項の規定による交付 ［新設］	
二十二　住民基本台帳法第十五条の四第五項において準用する同法第十二条の三第七項の規定による申出の受理若しくはその申出に係る事実についての審査又は同法第十五条の四第五項において準用する同法第十二条の三第九項の規定による求めを受けること若しくは送付 ［新設］	
二十三～三十　［略］ 三十一　住民基本台帳法第二十一条の三第一項の規定による請求の受理、その請求に係る事実についての審査若しくは交付、同条第五項において準用する同法第十二条第六項の規定による交付の拒否又は同法第二十一条の三第五項において準用する同法第十二条第七項の規定による求めを受けること若しくは送付 ［同上］	
十九～二十六 ［新設］	